



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年5月10日金曜日 第507号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 371

告 示

特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（2件）.....（自然保護課）... 373
 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（障がい福祉課）... 373
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 374
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（ " ）... 374
 地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 375
 肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）... 375
 保安林の指定.....（森林整備課）... 375
 保安林の指定の解除（2件）.....（ " ）... 375
 落札者等の告示.....（会計課）... 376
 土地改良区の定款変更の認可（5件）.....（東予地方局農村整備課）... 376
 指定道路の指定.....（中予地方局四国中央土木事務所）... 376
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 376
 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 376
 道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 377
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 377

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（2件）.....（労働委員会事務局）... 377

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第33号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額
1～14 省略					1～14 省略				
15 排泄物、 分泌物及び 浸出物	ア 省略				15 排泄物、 分泌物及び 浸出物	ア 省略			
	イ 細菌培養同定 検査 (7) 口腔、気道 又は呼吸器か		同	1,440円		イ 細菌培養同定 検査 (7) 口腔、気道 又は呼吸器か		同	1,360円

	らの検体 (イ) 消化管からの検体		同	1,600円		らの検体 (イ) 消化管からの検体		同	1,520円	
	(ウ) その他の部位からの検体		同	1,440円		(ウ) その他の部位からの検体		同	1,360円	
	ウ～オ 省略					ウ～オ 省略				
	カ 薬剤感受性検査 (ア) 省略 (イ) 一般細菌		1検体 1菌種 1検体 2菌種 1検体 3菌種 以上	1,480円 1,920円 2,480円		カ 薬剤感受性検査 (ア) 省略 (イ) 一般細菌		1検体 1菌種 1検体 2菌種 1検体 3菌種 以上	1,440円 1,840円 2,320円	
	キ 微生物核酸同定検査 (ア) クラミジア・トラコマチス核酸検出 (イ) 淋菌核酸検出 (ウ)～(オ) 省略		1検体 同	1,500円 1,580円		キ 微生物核酸同定検査 (ア) クラミジア・トラコマチス核酸検出 (イ) 淋菌核酸検出 (ウ)～(オ) 省略		1検体 同	1,540円 1,630円	
	ク 微生物同定検査 (ア) 大腸菌ペロトキシン定性 (イ) 省略		同	1,470円		ク 微生物同定検査 (ア) 大腸菌ペロトキシン定性 (イ) 省略		同	1,510円	
16・17	省略					16・17	省略			
18	ウイルス (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略				18	ウイルス (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略		
		H I V 1抗体	同	900円			H I V 1抗体	同	920円	
		H I V 1、2抗体定性	同	870円			H I V 1、2抗体定性	同	890円	
		省略					省略			
		H C V抗体定性・定量	同	810円			H C V抗体定性・定量	同	840円	
	H C V核酸検出	同	2,640円		H C V核酸検出	同	2,720円			
	省略					省略				
19	省略					19	省略			
20	免疫学的検査 (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略				20	免疫学的検査 (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略		
		結核菌特異的インターフェロン - 産生能	同	4,740円			結核菌特異的インターフェロン - 産生能	同	4,750円	
	省略					省略				
21	病理学的検査	染色体検査	1検体	19,810円		21	病理学的検査	染色体検査	1検体	20,420円
		同 (分染法)	同	22,990円			同 (分染法)	同	23,600円	
		省略					省略			

22～24 省略				
25 採取	採血（静脈）		1検体	320円
	省略			
26 省略				

22～24 省略				
25 採取	採血（静脈）		1検体	290円
	省略			
26 省略				

附 則

- この規則は、令和6年6月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第428号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

- 日時 令和6年6月4日（火）午前11時
- 場所 四国中央市三島宮川4-6-55
四国中央市福祉会館3階会議室
- 案件 次の特別保護地区の指定
 - 名称 三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区
 - 区域 四国中央市金砂町小川山柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖の常時満水位の貯水線南岸に沿ってほぼ南西に進み、奥谷橋を經由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、旧小川橋跡を經由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、平野橋南端に至り、同橋を渡り、金砂湖北岸に出て、ここから同岸に沿ってほぼ北東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域
 - 存続期間 令和6年11月1日から
令和16年10月31日まで
- その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央森林林業振興班

（電話 0896 - 23 - 2393）

○愛媛県告示第429号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

- 日時 令和6年6月5日（水）午前10時
- 場所 伊予市市場甲127-1
伊予市農業振興センター 第2会議室
- 案件 次の特別保護地区の指定
 - 名称 佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区
 - 区域 伊予市中山町佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県道広田双海線を南西ないしほぼ西に進み、犬寄部落に至る。ここから通称赤海山の稜線を北東に進み、市道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域
 - 存続期間 令和6年11月1日から
令和16年10月31日まで
- その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
中予地方局農林水産振興部森林林業課
（電話 089 - 909 - 8767）

○愛媛県告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
クオール薬局 今治店	今治市北宝来町2-2-11	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	代表取締役 柄澤 忍	薬局（育成医療・更生医療）	令和6年4月1日
愛らんど薬局北方店	東温市北方3206番地3号	エヌエスメディカル株式会社	愛媛県松山市祇園町1番地44号	代表取締役 嶋本 光佑	薬局（育成医療・更生医療）	令和6年4月1日

○愛媛県告示第431号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	二 宮 隆 久	市立大洲病院訪問看護ステーション	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	訪問看護ステーション（更生医療）	令和6年5月1日

○愛媛県告示第432号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ワールドプラザ	今治市東村甲745番地 外	大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ビジョナリー	合同会社ビジョナリー	令和6年2月1日	令和6年4月10日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか7者	株式会社フジほか7者	令和6年3月1日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス下松葉店
西予市宇和町下松葉216番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品

- 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年12月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,091平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
42台
イ 駐輪場の収容台数
26台

- ウ 荷さばき施設の面積
44.5平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和6年4月26日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第434号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和6年度の事業計画を、令和6年4月1日次のとおり定めた。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
今治市	泉川町1丁目等3単位区域	令和7年3月31日まで	地籍調査
	泉川町2丁目等3単位区域	"	"
	小泉5丁目等1単位区域	"	"（概況調査）
	南宝来町1丁目等1単位区域	"	"（概況調査）
西条市	大保木の第1	令和7年3月31日まで	地籍調査
	大保木の第2	"	"
大洲市	宇津第10計画区	令和7年3月31日まで	地籍調査
四国中央市	川滝町下山・領家9	令和7年3月31日まで	地籍調査
	富郷町津根山6	"	"
	川滝町下山・領家10	"	"
	富郷町寒川山4	"	"

松前町	浜区（新立）第3地	令和7年3月31日まで	地籍調査
-----	-----------	-------------	------

○愛媛県告示第435号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和12年6月6日	愛媛県第1252号	炭酸カルシウム肥料	園芸用苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格の通り	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

西条市丹原町楠窪2号750の1、丹原町明河9号261、9号266、9号272の1、9号272の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

丹原町楠窪2号750の1・丹原町明河9号261・9号272の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第437号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

今治市玉川町木地字マツラロ辛9の4、辛9の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第438号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町木地字マツワロ辛9の5(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第439号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめ電子入札共同システム保守管理業務	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年4月1日	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部 部長 艸葉 美市博 愛媛県松山市永代町13番地	68,717,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第440号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月10日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

西条市大町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月10日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

○愛媛県告示第441号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新居浜市大生院土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月10日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

○愛媛県告示第445号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年5月10日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和6年4月23日
- 3 指定道路の位置
四国中央市土居町入野689番1の一部、689番1の地先農道
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 48.64メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第442号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新居浜市秋生土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月10日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

○愛媛県告示第443号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西条市神拝土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月10日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

○愛媛県告示第446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月10日

愛媛県中予地方局長 矢野悌二

○愛媛県告示第444号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第447号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年5月10日

愛媛県中予地方局長 矢野悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第4号 令和6年4月26日	伊予郡松前町大字筒井字吉藤446番1、446番3、446番6、446番7、446番8、451番1	伊予市下吾川1463番地5 有限会社アットホーム 伊予郡松前町大字西古泉285番地1 さくら不動産有限会社

○愛媛県告示第448号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年5月10日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第5号 令和6年4月26日	伊予郡松前町大字筒井字野津子679番3、679番13	香川県高松市国分寺町国分206番地2 赤星 仁

○愛媛県告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字上窪甲53番地5地先から 同町大竹字上ノ山乙61番地4地先まで	旧	メートル 7.7~14.9	キロメートル 0.13	
			新	7.7~7.9	0.13	

○愛媛県告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字上窪甲53番地5地先から 同町大竹字上ノ山乙61番地4地先まで	令和6年5月10日

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を令和6年4月26日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(令和3年4月愛媛県労働委員会告示第2号)は、廃止する。

令和6年5月10日

愛媛県労働委員会

会長 村田 毅之

愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本局	局長、課長、技幹、課長補佐、主幹、副主幹(人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)、専門幹(人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)、専門員(人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)、総務課総務企画係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事(人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。)、同財務グループ及び県立病院課管理係に属する主任及び主事(予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)

管 理 事 務 所	所長、総務課長、管理課長、支所長、出張所長
県 立 病 院	院長、事務局長、副院長、センター長、事務局次長、総務医事課長、総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当する者に限る。）、総務課長、看護部長

○愛媛県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和6年4月26日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（令和3年5月愛媛県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

令和6年5月10日

愛媛県労働委員会

会 長 村 田 毅 之

松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	管理者、部長、副部長、課長、専任課長、専門官、主幹、企業総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者（課長、専任課長及び主幹を除く。）、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者（課長及び主幹を除く。）
水道管路管理センター	センター長、専任課長、主幹
浄水管理センター	センター長、専任課長、主幹
中島水道管理室	室長、主幹
別 館	副部長、課長、専任課長、主幹
下水浄化センター	センター長、専任課長、下水道施設マネジメント担当課長、主幹